皇帝ダリヤ

NAO Letter

NAO税理士法人

編集発行人
代表社員
髙井直樹
〒500-8335
岐阜市三歳町４－２－10
TEL 058(253)5411㈹
FAX 058(253)6957

◆ 11月の税務と労務

国　税／10月分源泉所得税の納付　11月11日
国　税／所得税予定納税額の減額承認申請　11月15日
国　税／所得税予定納税額第２期分の納付　12月２日
国　税／9月決算法人の確定申告（法人税･消費税等）　12月２日
国　税／12月、3月、6月決算法人の消費税等の中間申告（年３回の場合）　12月２日
国　税／3月決算法人の中間申告　12月２日
国　税／個人事業者の消費税等の中間申告（年３回の場合）　12月２日
地方税／個人事業税第２期分の納付　都道府県の条例で定める日

11月

（霜月）NOVEMBER

3日・文化の日　4日・振替休日　23日・勤労感謝の日

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

※税を考える週間　11月11日～11月17日

ワンポイント

業務センターによる集約処理　国税庁では、申告書の入力処理などを「業務センター」で集約処理する、税務署の内部事務のセンター化を順次進めており、令和8年には全ての税務署を対象にセンター化が実施される予定です。センター化の対象となる税務署に申告書や申請書を書面で提出する場合、業務センターに送付することとなります。

令和6年分の年末調整では、6月から始まった定額減税についての精算を行う必要があります。そこで、年末調整における定額減税の精算事務（年調減税事務）について取り上げます。

年調減税事務の対象者

年末調整の対象となる人は、原則として年調減税事務の対象者になります。

ただし、年末調整の対象者のうち、給与所得以外の所得を含めた合計所得金額が1805万円を超えると見込まれる人は、年調減税事務の対象にはなりませんので、年調減税額（年末調整時に年調所得税額から控除する定額減税額）を控除しないで年末調整を行います。合計所得金額が1805万円を超えるか否かは、年末調整で提出される基礎控除申告書に記載されている合計所得金額で判定します。

年調減税額の計算

定額減税額は、居住者である本人分3万円と、居住者である同一生計配偶者及び扶養親族1人あたり3万円の合計額になります。同一生計配偶者や扶養親族に該当するかどうかは、原則として令和6年12月31日の現況により判定します。

年末調整の計算方法

年末調整では、まず通常の年末調整と同じ計算を行い、住宅借入金等特別控除を適用した後の「年調所得税額」を計算します。そして、年調所得税額から年調減税額の控除を行い、定額減税額控除後の所得税額に102・1%を乗じて復興特別所得税を含めた年調年税額を計算します。【図】参照

源泉徴収税額については、控除前税額から月次減税額の控除を行った後の、実際に源泉徴収した税額を給与と賞与それぞれについて集計します。

最後に、計算した年調年税額と集計した源泉徴収税額を比較し、過不足額の精算を行います。

源泉徴収票への表示

給与所得の源泉徴収票の摘要欄には、実際に控除した年調減税額を「源泉徴収時所得税減税控除済額××円」と記載します。記載する金額は、年調所得税額と年調減税額のいずれか低い金額です。

年調所得税額が年調減税額より少なくて、年調減税額を控除しきれなかった金額がある場合は、その控除しきれなかった金額を「控除外額××円」と記載します。なお控除しきれない金額がない場合は、「控除外額0円」と記載します。

合計所得金額が1000万円超である居住者の同一生計配偶者（非控除対象配偶者）を年調減税額の計算に含めた場合は、「非控除対象配偶者減税有」と記載します。

年末調整を行わずに退職し再就職しない場合や、令和6年分の給与の収入金額が2000万円を超えるなどの理由で年末調整の対象とならなかった給与所得者の源泉徴収票には、摘要欄に定額減税等の内容について記載する必要はありません。源泉徴収税額の欄については、控除前税額から月次減税額を控除した後の、実際に源泉徴収した税額の合計額を記入します。

定額減税についてのQ&A

Q1 年調減税額を計算するために、給与所得者から新たな申告書を提出してもらう必要はありますか？

A 年調減税額の計算に含める同一生計配偶者の有無や

扶養親族の人数については、扶養控除等申告書や配偶者控除等申告書で把握することになっていますので、それらの申告書を年末調整時までに提出してもらうことになります。

図　年調年税額計算の流れ

（国税庁資料より）

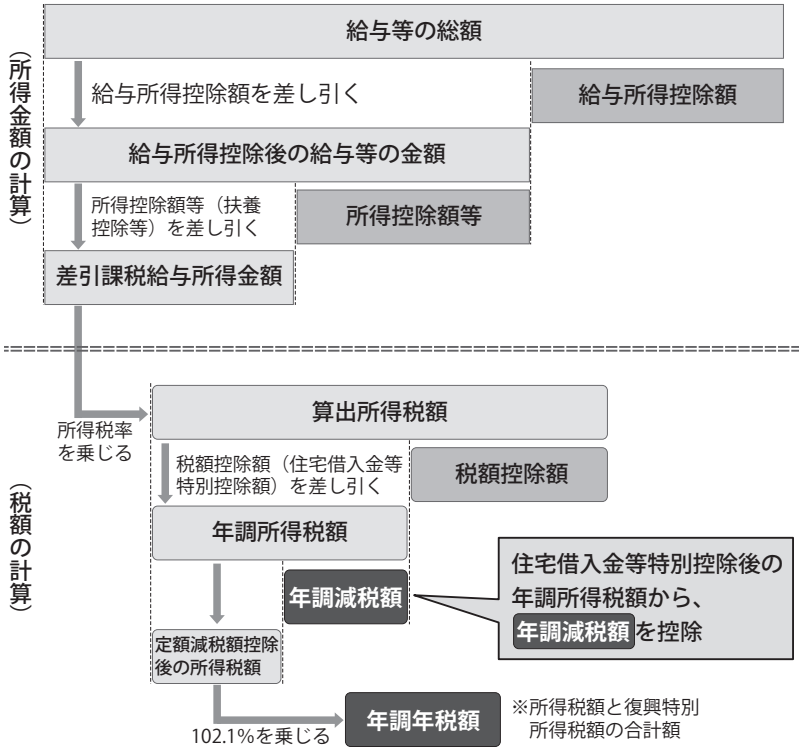

Q 2　令和6年6月時点では扶養親族であった親族が、年の中途で亡くなりましたが、その親族は年調減税額の計算に含めますか？

A　居住者である同一生計配偶者や扶養親族に該当するかどうかの判定は、原則として令和6年12月31日の現況により行います。

ただし、年の中途で死亡した場合は、死亡の日の現況で判断しますので、死亡の日に扶養親族に該当するのであれば、その親族は年調減税額の計算に含めることになります。

Q 3　月次減税額の計算に含めた同一生計配偶者が令和6年7月に就職し、令和6年分の合計所得金額が48万円を超える見込みです。その場合、その配偶者は年調減税額の計算に含めますか？

A　月次減税額の計算に含めた同一生計配偶者や扶養親族であっても、12月31日の現況で令和6年分の合計所得金額が48万円を超える場合には、その配偶者や扶養親族は年調減税額の計算には含めません。

なお、月次減税額と年調減税額との間に差額が生じる場合は、年末調整時に精算します。

Q 4　年末調整の結果、給与所得者の年調所得税額から年調減税額を控除しきれませんでした。この場合、令和7年1月以降に支給する給与等に係る源泉徴収税額から控除しますか？

A　年末調整の結果、年調所得税額から控除しきれなかった年調減税額については、令和7年1月以降に支給される給与等に係る源泉徴収税額からは、控除しません。

Q 5　居住者であり、扶養控除等申告書を提出している外国人技能実習生で、租税条約の届出書の提出があり源泉徴収税額が0円となる人の源泉徴収票には、定額減税額等をどのように記載しますか？

A　租税条約で源泉徴収税額が0円となる外国人技能実習生についても、居住者であれば源泉徴収票には定額減税等の記載が必要になります。

具体的には、その外国人技能実習生に居住者である同一生計配偶者や扶養親族がいない場合には、「源泉徴収時所得税減税控除済額0円、控除外額300000円」と記載します。

ふるさと納税の返礼品

ふるさと納税は、自治体に寄附をした場合に、確定申告を行うことで、収入や家族構成などに応じて一定の上限はありますが、自己負担額の2,000円を除いた全額が所得税と住民税から控除される制度で、平成20年から始まりました。平成27年には、確定申告が不要な給与所得者などは、ふるさと納税先が5団体以内である場合には、確定申告が不要になる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が始まりました。

ふるさと納税では、多くの自治体が返礼品を用意しています。ただ、寄附者を多く募るために、地元の特産品ではないようなものを返礼品とする自治体や、高額な返礼品を用意する自治体が現れたことから地方税法が改正され、令和元年6月からふるさと納税に係る指定制度がスタートしました。具体的には、寄附金の募集を適正に実施する地方団体で、返礼品の返戻割合を3割以下にすることと、返礼品を地場産品とすることを満たす地方団体を、ふるさと納税の対象として総務大臣が指定することになりました。

ふるさと納税で返礼品を受け取った場合、供与された返礼品に係る経済的利益は一時所得に該当します。一時所得の特別控除額は最高50万円なので、その年中の他の一時所得も含めた一時所得の収入金額の合計額が50万円を超えると、所得税の課税対象になります。一時所得には、生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金、競馬の払戻金なども含まれますので、そのような所得がある場合は注意が必要です。ふるさと納税の返礼品の価額を把握する方法には、①返礼品の発送元である自治体に問い合わせる、②寄附金額の3割で概算する、といった方法があります。

なお、返礼品に係る経済的利益を一時所得の総収入金額として計上する時期は、ふるさと納税を行った年分ではなく、返礼品を受け取った年分になります。

事業所税

東京都の特別区や政令指定都市、人口30万人以上の都市などは、事業者に対して事業所税を課税し、道路や都市高速鉄道、上下水道などの都市環境の整備や改善の費用に充てることができます。

事業所税は、事業所の床面積（資産割）と従業員の給与総額（従業者割）に対して課税されます。課税標準と税率は、資産割については事業所の床面積1㎡あたり600円、従業者割については従業者の給与総額の0・25％です。なお免税点は、資産割については1000㎡以下、従業者割については役員を含めた人数が100人以下となっています。

申告と納税の期限は、法人は事業年度終了から2か月以内、個人事業主は翌年の3月15日までとなっています。

Q&A 有価証券の譲渡時期

Q 当社は3月決算の会社ですが、証券会社を通じて令和6年3月31日に株式の譲渡について約定し、現物の引き渡しを4月に行いました。この譲渡損益を令和6年3月期に計上しましたが、問題ないでしょうか？

A 有価証券の譲渡による譲渡損益の計上は、原則として譲渡に係る契約が成立した日に行うことになりますので、令和6年3月期に譲渡損益を計上します。

なお次に掲げる場合は、それぞれ次に定める日に譲渡損益の額を計上します。

① 証券業者などの売却の媒介、取次ぎ、もしくは代理の委託又は売出しの取扱いの委託をしている場合は、その委託をした有価証券の売却に関する取引が成立した日

② 相対取引により有価証券を売却している場合は、その相対取引の約定が成立した日